

第5類 給与

第1章 報酬・費用弁償

島原地域広域市町村圏組合監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和46年4月30日条例第21号

改正	昭和49年7月2日条例第4号	昭和49年10月9日条例第8号
	昭和51年3月13日条例第1号	昭和53年3月6日条例第1号
	昭和55年3月6日条例第1号	昭和57年3月10日条例第1号
	昭和59年3月5日条例第1号	昭和61年3月12日条例第2号
	昭和63年3月4日条例第1号	平成2年3月6日条例第1号
	平成4年3月11日条例第1号	平成6年3月4日条例第2号
	平成8年3月25日条例第1号	平成10年3月31日条例第1号
	平成11年5月25日条例第7号	平成11年10月18日条例第10号
	平成12年10月12日条例第5号	平成13年10月16日条例第4号
	平成17年3月28日条例第3号	平成18年3月22日条例第3号
	平成21年3月26日条例第1号	平成24年3月28日条例第1号
	令和2年1月10日条例第1号	令和3年3月26日条例第1号
	令和7年3月21日条例第4号	

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下、法という。）第203条の2第5項の規定に基づき、非常勤の監査委員及びその他の委員（以下「監査委員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものとする。

(報酬)

第2条 監査委員等の報酬の額は、[別表第1](#)の区分による。

2 監査委員等の報酬の支給について、関係行政機関の職員のうちから選任された委員に対しては支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 監査委員等の報酬は、職務に従事した日数に応じて、その月分を翌月10日までに支給する。

(費用弁償)

第4条 監査委員等が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、[別表第2](#)に掲げるとおりとし、支給方法については、島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第12号）の規定を準用する。

(報酬等の口座振替)

第5条 管理者は報酬又は費用弁償の支払について、監査委員等の申出により口座振替の方法により支払うことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年7月2日条例第4号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

2 この条例による改正前の島原地域広域市町村圏組合議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて、昭和49年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた報酬は、この条例による改正後の島原地域広域市町村圏組合議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則 (昭和49年10月9日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年3月13日条例第1号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年3月6日条例第1号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月6日条例第1号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月10日条例第1号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月5日条例第1号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月12日条例第2号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月4日条例第1号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月6日条例第1号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月11日条例第1号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月4日条例第2号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日条例第1号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年5月25日条例第7号）

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成11年10月18日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年10月12日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年10月16日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第3号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月22日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例及び島原地域広域市町村圏組合議員等並びにその他非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 15 前2項の規定による改正後の島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例及び島原地域広域市町村圏組合議員等並びにその他非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、切替日以後に出発する旅行から適用し、切替日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月26日条例第1号抄）

（施行期日）

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月28日条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月10日条例第1号抄）

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（島原地域広域市町村圏組合監査委員等並びにその他非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

5 島原地域広域市町村圏組合監査委員等並びにその他非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名中「並びにその他非常勤の職員」を削る。

第1条中「監査委員及びその他の委員」を「非常勤の監査委員及びその他の委員」に改め、「並びにその他非常勤の職員（以下「非常勤職員」という。）」を削る。

第2条中「及び非常勤職員」を削る。

第3条中「支給し、非常勤職員の報酬は、職務に従事した日の属する月の翌月21日までに」を削る。

第4条及び第5条中「及び非常勤職員」を削る。

別表第1を次のように改める。

報 酬 額 表			
職 名	職種及び 支給区分	報酬額	摘 要
監査委員	日額	15,000	監査業務に限る
	日額	6,000	監査業務を除く
個人情報保護審議会 委員	日額	6,000	
情報公開審査会委員	日額	6,000	
行政不服審査会委員	日額	6,000	
介護認定審査会委員	医師 日額	18,300	介護認定審査会業務に限る
	医師以外 日額	15,000	介護認定審査会業務に限る
	日額	6,000	介護認定審査会業務を除く

別表第2中介護認定調査員の項及び備考を削る。

附 則（令和3年3月26日条例第1号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月21日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第4条に規定する旅行命令を発する旅行及び新条例第3条の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例（以下「旧条例」という。）第4条に規定する旅行命令を発した旅行及び旧条例第3条の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条に規定する旅行命令を発し、かつ施行日以後に新条例第4条の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

（島原地域広域市町村圏組合監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）

3 島原地域広域市町村圏組合監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2費用弁償の額の欄中「行政職給料表6級相当職」を「一般職の職員」に改める。

別表第1(第3条関係)

報 酬 額 表			
職 名	職種及び支給区分	報 酬 額	摘 要
監査委員	日額	15,000 円	法第199条第4項に規定する監査及び法第233条第2項に規定する決算審査に限る。
	日額	6,000	上記以外
個人情報保護審議会委員	日額	6,000	
情報公開審査会委員	日額	6,000	
行政不服審査会委員	日額	6,000	
介護認定審査会委員	医師 日額	18,300	介護認定審査会業務に限る
	医師以外 日額	15,000	介護認定審査会業務に限る
	日額	6,000	介護認定審査会業務を除く

別表第2 (第4条関係)

区 分	費用弁償の額	摘 要
監査委員	管理者の旅費相当額	
前項に定める職以外の委員	一般職の職員の旅費相当額	